

# 徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 登録審査細則

## (総 則)

第1条 本細則は、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第4条に基づき、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

## (登録審査委員会)

第2条 県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

## (登録審査委員会の構成)

第3条 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を県協議会の会長が委嘱する。

- ①県スポーツ協会役員又は担当者
- ②県行政担当者
- ③県協議会役員又は担当者
- ④学識経験者

## (オブザーバー)

第4条 委員長は、オブザーバーを定めることができる。

2 オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、意見を述べることができる。

3 オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。

## (委員の任期)

第5条 登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。

3 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

## (登録審査委員会の招集及び決議)

第6条 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。

## (登録審査方法)

第7条 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 書類審査は、県協議会規程第5条第2項の加盟クラブ（以下「加盟クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑩として、県協議会が別に定める書類の提出を加盟クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場

合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。

- 申請書類① 登録基準確認用紙
- 申請書類② 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）
- 申請書類③ 規約・会則・定款等
- 申請書類④ 役員名簿
- 申請書類⑤ 加盟クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算
- 申請書類⑥ 加盟クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算
- 申請書類⑦ 加盟クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果
- 申請書類⑧ 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録
- 申請書類⑨ スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し（登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応）
- 申請書類⑩ 県協議会登録基準細則第3条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物

3 実地審査は、原則として加盟クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

（登録審査結果の報告）

第8条 登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の1月末日までに別に定める様式により県協議会へ提出するものとする。

（改定）

第9条 本細則は、県協議会総会の議決により変更することができる。

附 則

本細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、令和5年4月1日から施行する。